

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月 17日

静岡県知事 川勝 平太 殿

提出者

住所 静岡県駿東郡長泉町納米里18番地

氏名 富士森永乳業株式会社

代表取締役 池田 三知男

電話番号 055-986-3135

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	富士森永乳業株式会社
事業場の所在地	静岡県駿東郡長泉町納米里18番地
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	乳製品製造業
②事業の規模	資本金5,000万円 製品出荷額 131億7千万円
③従業員数	296人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	図一1 製造工程と廃棄物のフローシート 参照

(日本工業規格 A列4番)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図) 図一3 産業廃棄物管理体制 参照

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙①参照	
	排出量	t	t
(これまでに実施した取組) 平成25年度より導入したTPM活動が定着し、機械故障等に伴う不良品や工程廃棄物の発生量が変動がありますが、発生抑制に繋がっています。またFSSC22000認証取得で品質面が向上し廃棄物発生抑制に繋がっています。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙②参照	
	排出量	t	t
(今後実施する予定の取組) 現状を、継続していきます。			

また

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 食品廃棄物は容器包装に覆われている状態で排出されるもの（工程廃棄物）が多いので液分離機の有効利用、分離機にかけられないものについては手作業で分別を行っている。汚れ・水分の少ない廃プラ・紙屑等の分別を継続し、サーマルリサイクルに。
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状を、維持していきます。

## (第3面)

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙①参照	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・食品製造会社という事もあり、衛生上の観点から自ら行う産業廃棄物の再生利用は実施しておりません。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙②参照	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も、同様な取り組みを継続していきます。		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙①参照	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
②計画	(これまでに実施した取組) ・平成25年より液体アイスロスの自社焼却の中止を継続しています。 ・平成26年1月に導入したMBR活性汚泥法（膜処理）も安定稼働しています。 ・4月1日より加圧浮上装置で捕れるスカムを一部調整槽に抜き取り循環させることで自己消化を促し中間処理量を減らすために行ってきましたが担体の劣化が進み、中止しました。		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙②参照	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・継続して液体アイスロスの単純焼却を中止し飼料等にリサイクルして自社中間処理量を抑制することを継続していきます。		

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙①参照	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) ・当該期間中に、自ら埋立処分又は海洋処分を行った産業廃棄物はありません。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙②参照	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら埋め立て処分・海洋投入をおこなうことはありません。埋め立て処分・海洋投入は今までとうり「ゼロ」を継続し産業廃棄物は、可能な限り最終処分場を確保していきます。		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙①参照	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) ・県内外の優良指定処理業者へ優先的に産廃処理を委託するよう努めており、単純焼却する場合も燃え殻の再利用を行う処理業者に排出して再資源化率を高めている。 ・委託先処理業者へ年1回実地確認と収集運搬業許可証・処分業許可証の有効期限の更新の確認を毎年実施しています。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙②参照	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理 委託量	t	t
	認定熱回収業者への処 理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き食品廃棄物の自社焼却は行わず、単純焼却する業者への委託処分は原則禁止し再生利用率99%以上を維持する。</li> <li>・汚泥(液体残渣)の処分は県内外の飼料・肥料化処分先に委託しているが、県内のメタン発酵処分先も安定稼動しています。</li> <li>・県内外の優良指定処理業者へ優先的に処理を委託し比率を高めていく。</li> <li>・やむを得ず焼却する場合も、燃え殻の再利用を行う処理業者に処理を委託して再資源化率を高めていく。</li> <li>・包装フィルムに覆われた食品廃棄物は分別しているが、フィルムの除去が困難な物も再生処分業者に排出し単純焼却する処分業者への委託を原則止めていく。</li> </ul>			
※事務処理欄			

## (第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙②参照	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理 委託量	t	t
	認定熱回収業者への処 理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量			
(今後実施する予定の取組) ・引き続き食品廃棄物の自社焼却は行わず、単純焼却する業者への委託処分は原則禁止し再生利用率99%以上を維持する。 ・汚泥(液体残渣)の処分は県内外の飼料・肥料化処分先に委託しているが、県内のメタン発酵処分先も安定稼動しています。 ・県内外の優良指定処理業者へ優先的に処理を委託し比率を高めていく。 ・やむを得ず焼却する場合も、燃え殻の再利用を行う処理業者に処理を委託して再資源化率を高めていく。 ・包装フィルムに覆われた食品廃棄物は分別しているが、フィルムの除去が困難な物も再生処分業者に排出し単純焼却する処分業者への委託を原則止めていく。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。  
「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

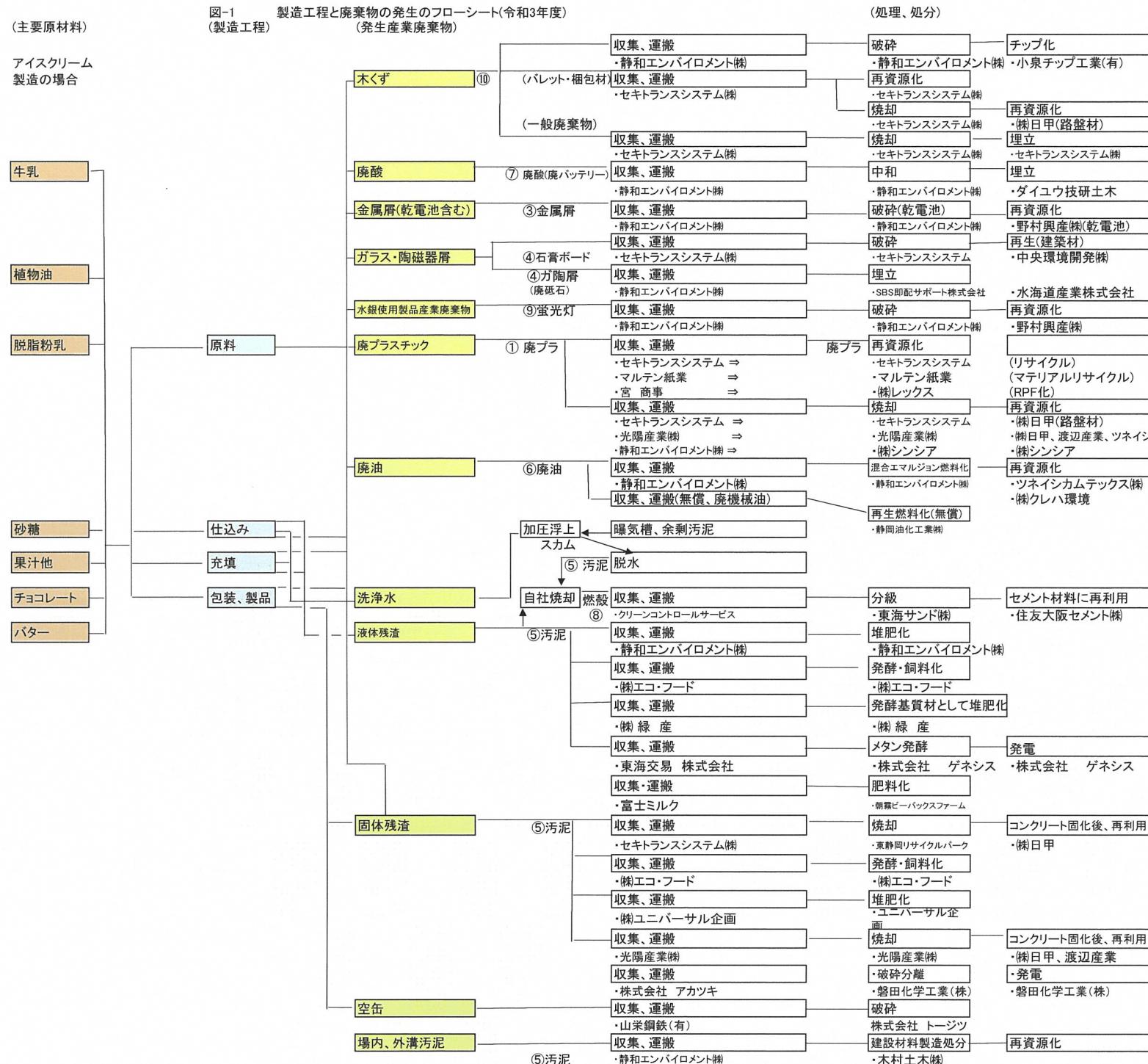
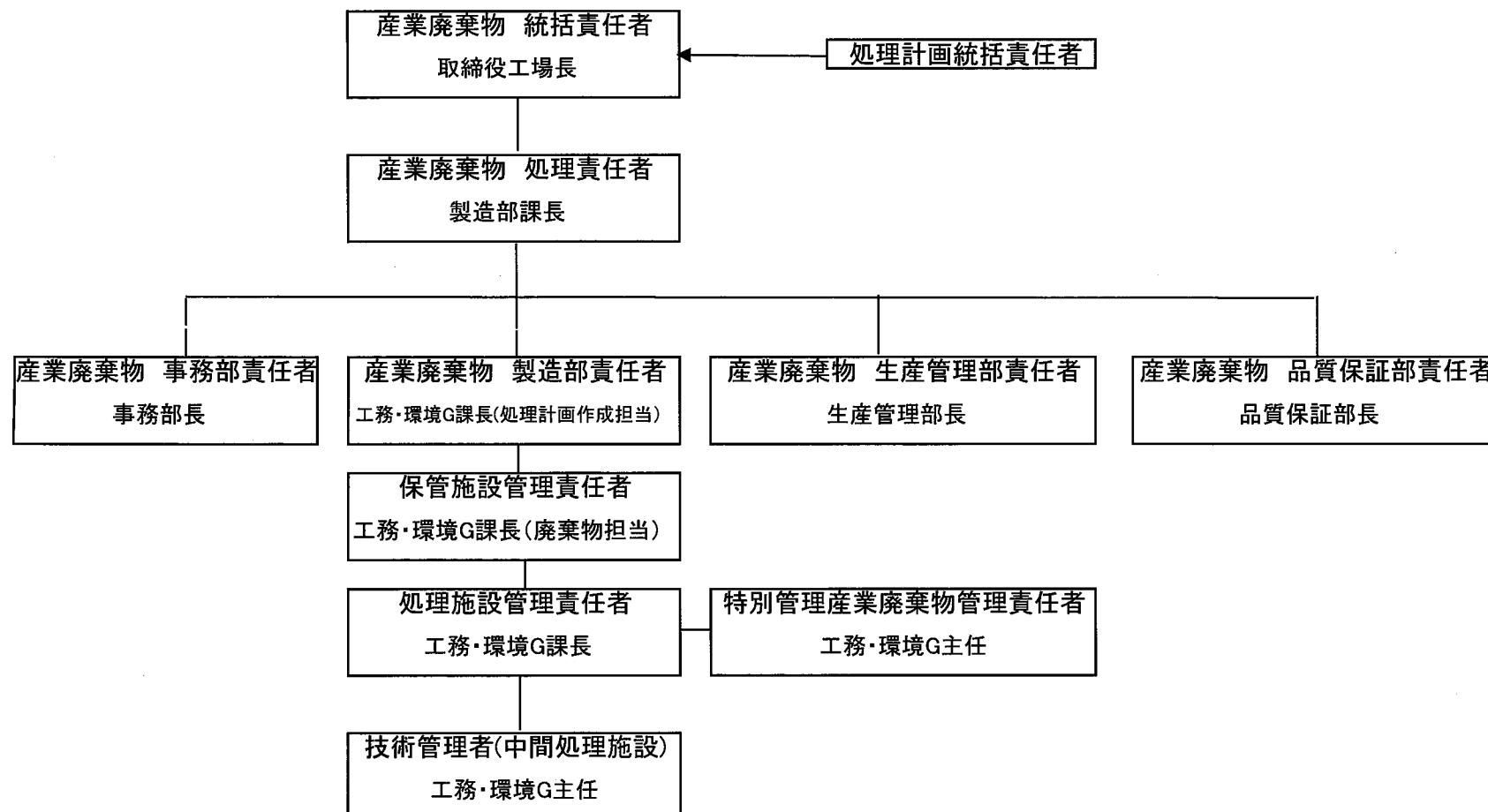


図-3

1. 産業廃棄物管理体制

管理組織図



別添①

## 令和3年度 産業廃棄物実績報告一覧表 (単位 トン/年)

産業廃棄物の種類	①産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	②自ら再生利用した産業廃棄物量	③自ら行った中間処理			④自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物	⑤廃棄物の処理の委託に関する事項				
			自ら熱回収を行った産業廃棄物	自ら中間処理して減量した量	自ら中間処理した後の残渣量		全処理委託量	優良処理業者への処理委託	再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者への処理委	認定熱回収業者以外の業者への処理委託量
廃プラスチック	150.11	0	0	0	0	0	150.11	101.82	150.11	0	150.11
アスファルト・コンクリート破片	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属くず(乾電池含む)	0.22	0	0	0	0	0	0.22	0.22	0.22	0	0
ガラス・陶磁器くず	0.19	0	0	0	0	0	0.19	0.19	0.19	0	0
汚泥(余剰、液体、固体、汚泥)	3,373.91	0	0	2,239.30	4.40	0	1,134.610	718.68	1,134.610	0	0.00
廃油	0.120	0	0	0	0	0	0.120	0.120	0.120	0	0
廃酸	0.01	0	0	0	0	0	0.01	0.01	0.01	0	0
燃え殻	4.40	0	0	0	0	0	4.40	4.40	4.40	0	0
蛍光管(水銀使用製品)	0.04	0	0	0	0	0	0.04	0.04	0.04	0	0
木くず	0.76	0	0	0	0	0	0.76	0.76	0.76	0	0
実績計	3,529.758	0	0	2,239.300	4.40	0	1,290.458	826.238	1,290.458	0	150.11

※汚泥=余剰汚泥+液体残渣+固体残渣+汚泥

別添②

令和4年度 産業廃棄物処理計画表（単位 トン/年）

		廃プラスチック	アスファルト・コンクリート破片	金属くず(乾電池含む)	ガラス・陶磁器くず	汚泥	廃油	廃酸	燃え殻	蛍光管	木くず	
① 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	産業廃棄物発生量	105	35	4	7	5,054	0	1	10	0	14	5,229.9
② 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	自ら再生利用を行なう産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0
③ 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項	自ら熱回収を行う廃棄物量	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0
	自ら中間処理により減量する廃棄物量	0	0	0	0	5,048.3	0	0	0	0.0	0	5,048.3
④ 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項	自ら埋立又は海洋投入する廃棄物量	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0
⑤ 廃棄物の処理の委託に関する事項	全処理委託量	105	35	3.5	6.7	2,702	0.1	1.4	10.2	0.1	14.0	2,877.7
	優良処理業者への委託量	105	35	3.5	6.7	2,702	0.1	1.4	10.2	0.1	14.0	2,877.7
	再生利用委託	105	35	3.5	6.7	2,702	0.1	1.4	10.2	0.1	14.0	2,877.7
	認定熱回収業者委託量	0	-	-	-	0	0	0	0	-	-	0.0
	認定熱回収業者以外への委託量	105	-	-	-	10	0	0	0	-	-	115.0